

## ■四ツ谷のげんばから■

### 「訴訟が司法省訴訟支局に起こされています…」

障害福祉サービス事業所の相談員さんからお電話をいただきました。

- ・ 「最終通告書」という書面が送られてきたのだが、どうしたらいいか悩んでいる、との話を利用者であるAさん（50歳代）から聞きました。
- ・ Aさんから見せてもらった書面によると、「司法省訴訟支局」から、「借金を返せとの訴訟が起こされているので最終通告をする」「取下げを希望するならば、20日以内に以下の連絡先への連絡をしてほしい」と書いてありました。そして、あと4日でその期限が来るとのことでした。Aさんは、貸金業者からお金を借りたことがなく、全く身に覚えがないため、非常に動揺しているとのことでした。
- ・ 相談員さんは、「司法省」「訴訟」という言葉に驚き、ただちに法テラスのホットラインに電話をしました。

このような話を聞くと、驚き、「早く対応しないといけない」と焦る方もいらっしゃるかもしれませんが。しかし、ちょっと落ち着いて、内容をよく確認する必要があります。

まず、裁判（訴訟）はあくまでも裁判所に起こされるものであって、行政当局に起こされるものではありません。本件のように訴訟が「司法省訴訟支局」に起こされている、などということはありません。

このケースは、いわゆる「架空請求」といわれる手口により、お金をだまし取ろうとしたものと思われる。

本件では、相談員さんにこれらの話をし、連絡先に連絡することは一切しないようアドバイスしました。また、仮に、「裁判所」といった言葉が書かれていても、焦ることなく、発信元についてインターネット等で検索して架空請求かどうかを調べるとよいことも、あわせてアドバイスしました。そして判断に少しでも迷う場合には、連絡をする前に、速やかに弁護士に相談をするよう伝えました。

このケースでは、ホットラインから弁護士相談につながり、架空請求であることが確認できました。相談員さんから、「その後Aさんは安心され、落ち着いて過ごされている」との感謝の言葉を頂きました。

“こんなとき、どうしたらいいんだろう。”お困りの際は、お気軽にホットラインにご連絡ください。

<このお話は実例を参考にしたフィクションです。>

## ■ホットラインご利用のご案内■



当事務所では常勤弁護士が福祉・医療関係のお仕事をされている方々に<sup>1</sup>電話情報提供サービスを行っています。ご本人を支援する方でお悩み<sup>2</sup>がありましたら、ぜひご利用ください（ご担当ケースにおけるご本人のお名前等をお話いただく必要はありませんので、まずはお気軽にお問い合わせください）。

- ご利用時間帯 平日 10:00～17:00
- お問合せ先電話番号 **050-3383-0202**
- よくあるお問合せ 成年後見制度、相続・遺言、債務整理、生活困窮、離婚、賃貸借トラブル、消費者被害、法テラス利用方法など<sup>3</sup>

<sup>1</sup> ご本人（被支援者様）からの直接のご相談につきましては、法テラス地方事務所にてご予約を承ります。お近くの法テラス地方事務所をお探しの場合は <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/> をご参照ください。

<sup>2</sup> 最終的にはご本人のために、そのお悩みについて解決の道筋をつけることが目的です。支援者様や支援者様が所属する機関・団体の法務につきましては対応できませんので、予めご了承ください。

<sup>3</sup> ここに掲げたもの以外のお悩みでも、ご遠慮なくお問い合わせください。

地方事務所一覧

